

食 品 安 全 委 員 会 第 133 回 会 合 議 事 録

1. 日時 平成 18 年 3 月 2 日（木） 13:30 ～13:47

2. 場所 食品安全委員会大会議室

3. 議事

（１）食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関
からの説明について

・農薬 メタフルミゾン

（厚生労働省からの説明）

（２）食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について

・新開発食品 燕龍茶レベルケアに係る食品健康影響評価について

（３）食品安全委員会の 2 月の運営について（報告）

（４）その他

4. 出席者

（委員）

寺田委員長、寺尾委員、小泉委員、見上委員、中村委員、坂本委員、本間委員

（説明者）

厚生労働省 藤井大臣官房参事官

厚生労働省 伏見基準審査課長

（事務局）

齊藤事務局長、一色事務局次長、小木津総務課長、國枝評価課長、

境情報・緊急時対応課長、吉岡勧告広報課長

5. 配布資料

資料 1－1 食品健康影響評価について

資料 1－2 「メタフルミゾン」の食品衛生法第 11 条第 1 項の規定に基づく、
食品中の残留基準設定に係る食品健康影響評価について

資料 2 特定保健用食品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について

資料 3 食品安全委員会の 2 月の運営について（報告）

6. 議事内容

○寺田委員長 ただいまから食品安全委員会第 133 回の会合を開きます。

本日は、7 名の委員全員が出席でございます。

また、厚生労働省より、藤井大臣官房参事官、伏見基準審査課長に出席していただいております。

会議全体のスケジュールにつきましては、議事次第を御覧ください。お手元の資料の確認をお願いいたします。

資料 1－1 「食品健康影響評価について」。

資料 1－2 「『メタフルミゾン』の食品衛生法第 11 条第 1 項の規定に基づく、食品中の残留基準設定に係る食品健康影響評価について」。

資料 2 「特定保健用食品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 3 「食品安全委員会の 2 月の運営について（報告）」でございます。

お手元に資料はございますね。

それでは、議題に入らせていただきます。「食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」であります。

資料 1－1 にありますとおり、2 月 27 日付けで厚生労働大臣から食品健康影響評価の要請がありました。農薬メタフルミゾンについて厚生労働省から説明があります。厚生労働省の伏見基準審査課長、よろしくお願いいたします。

○伏見基準審査課長 それでは、資料 1－1 と 1－2 に従いまして、説明をさせていただきます。

まず資料 1－1 が、ただいま委員長から御紹介がございましたように、2 月 27 日付けで厚生労働大臣から委員長あてに食品健康影響評価の依頼をさせていただきました文書でございます。

このものの概要につきましては、資料 1－2 を御覧いただければと存じます。メタフルミゾンの食品衛生法第 11 条第 1 項に規定に基づく食品中の残留基準設定に係る食品健康影響評価についてということでございます。

このものにつきましては、去る 2 月 22 日付けで農薬取締法に基づく登録に係る申請があった旨、これは農林水産省から私どもの方に連絡がございましたけれども、このメタフル

ミゾンにつきまして、今後、厚生労働省で食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たりまして、食品安全基本法に基づきまして、食品安全委員会での食品健康影響評価を依頼させていただくものでございます。

品目の概要でございますけれども、これは今回、新規申請された化合物でございます、殺虫剤として申請されております。

作物といたしましては、ハクサイ及びキャベツへの適用が申請されております。国際的に見ましても、JMPRでも評価はされておられませんし、そういった意味で国際基準も設定されておられません。また、海外におきましても基準は設定されていないという物質でございます。

化学名、構造式はそこにございますように混合物でございます、真ん中の二重結合の部分がありまして、それを挟んで2種類の異性体の混合物という形になっております。

これにつきましては、食品安全委員会で御評価いただきまして、今後の方向でございますけれども、食品安全委員会の食品健康影響評価の結果をいただいた後に、私どもの薬事・食品衛生審議会におきまして、本農薬の食品中の残留基準設定について検討を進めてまいりたいと考えております。お願いします。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。ただいまの説明、あるいはこの資料1-2の記載事項に関しまして、何か御質問はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本件につきましては、農薬専門調査会において審議させていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、次に新開発食品燕龍茶レベルケアに係る食品健康影響評価についてですが、本品目につきましては、既に専門調査会における審議、情報・意見募集の手続は終了いたしておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

○國枝評価課長 それでは、資料2を御覧いただきたいと思います。ただいま、委員長からお話がありましたが、平成16年12月20日付けで厚生労働大臣から食品安全委員会に対して意見を求められた食品のうち、燕龍茶レベルケアの審議結果について御報告したいと思います。

めくっていただいて、1ページ目を御覧いただきたいと思います。ここに審議の経過がございますが、ただいま、お話がありましたように、4週間の国民の意見の情報・募集を行いました。その結果でございますが、これは一番後ろのページに参考と書いてございますけれども、1月26日～2月22日まで意見の募集を行いました、特に御意見・情報の

提出はございませんでした。したがって、2 ページ以降の審議結果についてはこのまま確定させていただきたいと思います。

今回の資料にございますけれども「2. 評価対象食品の概要」というのを御覧いただきたいと思います。燕龍茶レベルケアは、関与成分として燕龍茶フラボノイドを含む清涼飲料形態の食品であり、血圧が高めの方に適することが特徴とされておりまして、1 日当たりの摂取目安量は 500 mL であり、含まれている関与成分は燕龍茶フラボノイド 32 mg となっているものでございます。

安全性等については前回の食品安全委員会ときに御説明しておりますので、省略させていただきたいと思います。

実は、国民の意見の募集を行うときの第 128 回の 1 月 26 日の当委員会におきまして質問が出まして、私の方で十分お答えができませんでしたので、それについて簡単に御報告したいと思います。

まず小泉委員からでございますが、*in vitro* の小核試験というのをここで行っておりますが、通常は *in vitro* ではないかという御質問でございます。これについては、ヒトのリンパ球細胞株を用いた培養細胞系を利用して、この *in vitro* の小核試験が行われております。

もう一つ御質問がございまして、マウスの末梢血を用いた小核試験がここでは行われておりますが、通常は骨髄を用いる試験ではないかと、感度が悪いのではないかと御質問でございます。これについては、今回の試験ではアクリジンオレンジ超生体染色法を用いたマウス末梢血試験というのを使っておりますが、これについては日本の小核試験共同研究グループにより研究が実施されて、再現性があり化合物の染色体異常誘発作用を評価できるよう信頼性のあるデータが得られる試験とされているということで、今回採用したと聞いております。

寺田委員長から御質問がございまして、燕龍茶のエキ스로復帰突然変異が陽性となったことの解釈ということでございますが、ステージ 1 ということで、初期のスクリーニング試験、これは *in vitro* の試験でございますが、これについては、復帰突然変異に加えて *in vitro* の染色体異常試験、小核試験、コメットアッセイの 4 試験が行われております。復帰突然変異試験において代謝活性化の有無にかかわらず陽性でしたが、残りの 3 試験については代謝活性化の有無にかかわらず陰性でございました。

次のステージということで、これは *in vivo* の体細胞の試験ですが、これでマウスに経口投与した末梢血を用いた小核試験、マウスの多臓器によるコメットアッセイが実施され

ており陰性でありました。ステージ 2 で陰性となったことから、ステージ 3、これは生殖細胞試験ですけれども、これは必要ないと評価され、最終的に燕龍茶エキスについては変異毒性物質ではなく遺伝毒性を有しないと評価したということで、専門調査会でこれが了承されたものでございます。

以上でございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。

どなたか御質問、御意見ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、次に食品安全委員会の 2 月の運営につきまして、事務局から報告をお願いします。

○小木津総務課長 資料 3 に基づきまして御報告いたします。食品安全委員会の 2 月の運営状況でございます。

まず 1 ページ目でございますが、食品安全委員会の開催状況をお示ししております。第 129 回会合が 2 月 2 日木曜日に開催されておりますが、案件といたしましては、評価要請案件、遺伝子組換え食品 1 品目について厚生労働省から御説明を受け、また 1 月の運営報告がありました。また「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等についての報告がございました。

第 130 回の会合が 2 月 9 日に開かれておりますが、この会合では O I E の B S E コード改正について、農林水産省から御説明を受けております。

第 131 回会合が 2 月 16 日ですが、新開発食品の 3 品目につきまして評価要請がありまして、厚生労働省から説明を受けております。また、平成 18 年度食品安全委員会の運営計画案につきまして、国民からの意見・情報の募集に着手することを決定しております。

微生物・ウイルス合同専門調査会における案件としまして、食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針案につきまして、国民からの意見・情報の募集に着手することを決定しております。

食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項のフォローアップにつきまして御報告をいたしております。

続きまして第 132 回会合ですが、2 月 23 日に開かれておりますが、動物用医薬品ダルマジンの評価要請を受けまして、農林水産省から説明を受けております。また、遺伝子組換え L-グルタミンについての評価要請を受けまして、厚生労働省から説明を受けております。

また、食品安全基本法 23 条第 1 項第 5 号に基づく調査審議ということで、資料中の残留

農薬基準の設定について、農林水産省から説明の上、審議がなされております。

せき柱を含む仔牛肉輸出に関する米国政府の調査報告書の提出についての説明が厚生労働省、農林水産省からございました。

添加物専門調査会で審議中のアルギン酸アンモニウム等につきまして、その審議結果を国民からの意見・情報の募集にかけることについて決定しております。

食品安全モニターからの1月分の報告を受けております。

続きまして、専門調査会の運営状況でございますが、これは開催日時のみ御紹介させていただきます。

企画専門調査会が2月13日に開かれております。

リスクコミュニケーション専門調査会が2月20日に開かれております。

添加物専門調査会は2回ございまして、2月8日と2月28日に開催されております。

農薬専門調査会は非公開会合ですが、2月1日に開催されております。

動物用医薬品専門調査会につきましては、肥料・飼料等専門調査会と合同の開催が2月21日に一度ございました。また単独で2月24日に開催されております。その次のページにまいります。2月24日に引き続きまして、非公開で開かれております。

微生物専門調査会につきましては、2月15日に開催されております。

遺伝子組換え食品等専門調査会は2月27日に開催でございます。

新開発食品専門調査会が2月20日開催でございます。

肥料・飼料等専門調査会、こちらは先ほどの動物用医薬品専門調査会と合同会合が2月21日に開催されております。また、4ページにまいりまして、単独の会合が2月28日にございました。

汚染物質・化学物質専門調査会の合同ワーキンググループが2月17日に開催されております。

3. でございますが、意見交換会等の開催状況でございます。

まず、2月3日に仙台市で「魚介類の摂取と水銀に関する正しい理解」についての意見交換会。

2月10日に千葉縣市川市におきまして、「食品の安全・安心についてのリレー講義」という新しい形式での意見交換会が実施されております。

2月14日「残留農薬等のポジティブリスト制度の導入についての意見交換会」が広島市で開催されております。

5ページ目でございますが、2月21日に「農薬のリスクアナリシスに関する意見交換会」

が香川県高松市で開催されております。

2月24日「かび毒に関する意見交換会」が大阪市で開かれております。

2月24日同日でございますが「輸入食品の安全確保及び残留農薬等のポジティブリスト制度の導入についての意見交換会」が鹿児島市で開催されております。

2月28日でございますが「大豆イソフラボンを含む特定保健用食品の食品健康影響評価（案）に関する意見交換会」が大阪市で開催されております。

その他の事項といたしましては「大豆及び大豆イソフラボンに関するQ & A」をホームページに掲載しております。

以上でございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明あるいは記載事項に関しまして、御質問あるいは御意見ございませんでしょうか。

その他というのはありますか。

○小木津総務課長 特にございません。

○寺田委員長 それでは、大変短いんですけども、これで本日の委員会の議事を終了いたしました。

以上をもちまして、食品安全委員会第133回会合を閉会いたします。次回の委員会会合は3月9日14時から開催を予定いたしております。

また、3月6日月曜日10時から緊急時対応専門調査会を公開で開催を予定いたしております。

更に本日この食品安全委員会後、14時30分から「食品に関するリスクコミュニケーション（東京）－大豆イソフラボンを含む特定保健用食品の食品健康影響評価（案）に関する意見交換会－」をこちらの永田町にあります星陵会館にて開催いたしますので、お知らせいたします。どうもありがとうございました。